

本事業は、高齢者、障がい者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協議会との連携や適切な管理の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援するものです。

補助の要件

補助対象となる物件は、次の全ての要件を満たすことが必要です。
(事業後に要件を満たすのであれば、戸建の持家や事務所等の賃貸住宅以外の物件も対象。)

住宅要件	○住戸の床面積は原則として25㎡以上 ○住宅設備を有すること(台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室) ○現行の耐震基準に適合していること ○一定のバリアフリー化※がなされていること ※ 2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消、車いすで通行可能な廊下幅の確保のいずれかに対応。
入居対象者	○一定の所得以下※ ¹ の高齢者世帯、障がい者等世帯、子育て世帯であって、現に住宅に困窮※ ² している世帯 ※ ¹ 居住支援協議会毎の具体的な収入基準は、本事業のホームページ(URLは裏面参照)で確認してください。(大半の居住支援協議会において、月額収入21.4万円以下となっています。) ※ ² 従前居住地が持家でない者であること。
上限月額家賃	○84,700円に市区町村毎の立地係数を乗じた額※ (例：札幌市85,000円、江東区106,000円、大阪市106,000円) ※ 市区町村毎の上限月額家賃は、本事業のホームページで確認してください。
管理期間	○事業完了後10年間以上
住宅情報の登録	○居住支援協議会に対し対象住戸に係る情報を登録すること
対象地域	○居住支援協議会が対象住宅の登録や情報提供等を行う地域※ ※ 具体的な地域は、本事業のホームページで確認してください。

補助額

○補助対象工事

バリアフリー改修工事	○手すりの設置、段差の解消、廊下幅等の拡張、浴室の改良、便所の改良等に係る工事
耐震改修工事	○現行の耐震基準に適合させるために必要な改修工事
用途変更工事	○戸建の持家や事務所等の賃貸住宅以外の用途の建物を賃貸住宅に用途変更するために必要な改修工事(設備の設置・改良工事等)
居住支援協議会が認める工事	○入居対象者の居住の安定の確保を図るため居住支援協議会が必要と認める改修工事 (間取りの変更に係る工事、設備の設置・改良工事、遮音性・防音性の向上に係る工事、断熱性・気密性の向上に係る工事、防犯性の向上に係る工事、照明や給湯器等の高効率化に係る工事等) ※ 居住支援協議会毎の補助対象工事は、本事業のホームページで確認してください。
子育て支援施設整備のための改修工事	○キッズルーム等の子育て支援施設(認可保育所※を除く)を整備するために必要な改修工事 ※ 認可保育所とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項に基づく都道府県知事の認可を受けた保育所をいう。

○補助率・補助限度額

補助率 : 1/3

補助限度額 : (住戸) 50万円/戸 (他用途から賃貸住宅に用途変更する場合、100万円/戸)
(子育て支援施設) 100万円/施設と住戸部分に係る補助額のいずれか少ない額

